

第 5 次豊見城市国土利用計画

令和 4 年 3 月
沖縄県豊見城市

前 文

豊見城市国土利用計画（以下「本計画」という。）は、国土利用計画法第 8 条の規定に基づき、長期にわたって安定した均衡ある土地利用を確保することを目的として、本市の行政区域における土地（以下「市土」という。）の利用に関して必要な事項を定めるものである。

本計画は、同法第 6 条により定められた第 5 次国土利用計画（全国計画）（平成 27 年 8 月）及び同法第 7 条により定められた第 5 次沖縄県国土利用計画（平成 30 年 2 月）を基本とし、かつ、第 5 次豊見城市総合計画基本構想（令和 3 年 3 月）に即して策定したものであり、本市の将来像である「Welcome^{ウェルカム}な思いで ハートがつながり みんなで彩るまち とみぐすく」の実現を土地利用面から目指すものである。

《 目 次 》

1. はじめに

(1) 計画の前提条件.....	1
(2) 豊見城市の概況.....	2
(3) 本計画が取り組むべき課題.....	6

2. 市土利用に関する基本構想

(1) 市土利用の基本方針.....	7
(2) 地域類型別の市土利用の基本方向.....	10
(3) 利用区分別の市土利用の基本方向.....	13

3. 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

(1) 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標.....	17
(2) 土地利用の現状と将来構想.....	19
(3) 地域別の概要.....	21

4. 3に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

(1) 公共の福祉の優先.....	30
(2) 国土利用計画法等の適切な運用.....	30
(3) 地域整備施策の推進.....	30
(4) 市土の保全と安全性の確保.....	30
(5) 持続可能な市土の管理.....	31
(6) 自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保.....	32
(7) 土地の有効利用の促進.....	34
(8) 土地利用の転換の適正化.....	35
(9) 多様な主体との協働.....	35
(10) 市土に関する調査の推進及び成果の普及・啓発.....	36
(11) 計画の効果的な推進.....	36

参考資料

(1) 市土の利用区分の定義.....	37
(2) 利用区分ごとの市土利用の推移.....	38
(3) 土地利用転換の見込みと転換マトリックス.....	43

